

令和 5 年 度

指 導 監 査 実 施 結 果 報 告 書

(令和6年 10月)

川崎市こども未来局総務部監査担当

目 次

はじめに	1
序章	2
第 1 節 指導監査の概要	2
第 1 章 社会福祉法人及び児童福祉施設等の指導監査	
第 1 節 指導監査の実施状況	4
第 2 節 社会福祉法人の指導監査	5
第 3 節 保育所の指導監査	7
第 4 節 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、施設型給付幼稚園、 私学助成の幼稚園の指導監査	15
第 5 節 家庭的保育事業等の指導監査	18
第 6 節 社会的養護関係施設の指導監査	23
第 7 節 児童厚生施設(児童館)の指導監査	26
第 2 章 福祉事務所及び児童相談所の指導監査	
第 1 節 指導監査の実施状況	27
第 2 節 児童福祉法施行事務の指導監査	28

はじめに

こども未来局では、所管する社会福祉法人、児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設等）、家庭的保育事業等（小規模保育事業 A 型、小規模保育事業 B 型、小規模保育事業 C 型、家庭的保育事業、事業所内保育事業等）、児童相談所、福祉事務所等に対し、関係法令・通知等を遵守し適正に法人・施設の運営が行われているかについて確認し、設備運営基準等を満たしていない場合については、改善指導を行うことにより、福祉サービスの質の向上や基準等の適正実施の確保を図っています。

本報告書は、令和 5 年度の指導監査の実施結果を通じ、現在の施設運営上の様々な課題を多くの皆様に知っていただくことを目的に作成しました。施設を運営されている皆様には、本報告書を御一読いただき、他施設等で課題として挙げられている事項も含め、自主的な改善に役立てていただければ幸いです。

序 章

第 1 節 指導監査の概要

1 指導監査の根拠法令、対象

指導監査の根拠となる法令、監査対象は以下のとおりです。

	根 拠 法 令	対 象
法人指導監査	社会福祉法第 56 条	こども未来局所管となる社会福祉法人
児童福祉施設等の指導監査 (以下「指導監査」という)	児童福祉法第 34 条の 17、第 46 条、社会福祉 法第 20 条及び認定こど も園法第 19 条	児童福祉施設、家庭的保育事 業等、児童福祉行政機関及び 幼保連携型認定こども園
特定教育・保育施設等の指導監査 (以下「子ども・子育て支援法に 基づく指導監査」という。)	子ども・子育て支援法第 38 条、第 50 条等	特定教育・保育施設等
特定子ども・子育て支援施設等の指導監査 (以下「子ども・子育て支援法に 基づく指導監査」という。)	子ども・子育て支援法第 58 条の 8	特定子ども・子育て支援施 設等

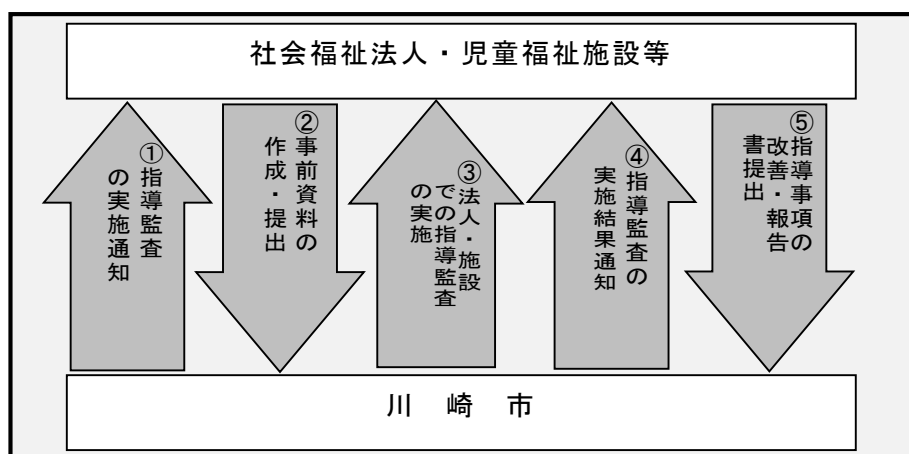
2 指導監査の区分

指導監査には、一般指導監査と特別指導監査があります。

区 分	内 容
一般指導監査	年間指導監査実施計画に基づき、原則として年 1 回以上、実地にて行う指導監査
特別指導監査	運営等に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき、正当な理由がなく指導監査を拒否した場合等、必要に応じ実地にて行う指導監査

3 一般指導監査の流れ

本市では、指導監査は必ず複数の職員で編成した監査班により実施します。必要に応じ所管部署と合同で実施する場合や、神奈川県等と連携しながら実施することもあります。一般指導監査の主な流れは次のとおりです。



4 指導監査の結果

指導監査の結果、改善が必要な事項については「指導監査結果通知書」により対象法人等へ通知します。この通知には「文書指示事項」や「口頭指示事項」が具体的に記載されます。なお、「文書指示事項」については期限を定め、文書により改善内容を本市に報告するよう義務付けています。（表「指導監査結果の区分」参照）

表「指導監査結果の区分」

区 分	内 容
文書指示事項	法令若しくは通知に対する違反がある、又は前年度の口頭指示事項に対して改善の取組がなされていない場合
口頭指示事項	法令等に対する違反であっても軽微なものである場合
助言指導事項	法令等に対する違反ではないが、福祉の向上のため改善が必要な場合

第1章 社会福祉法人及び児童福祉施設等の指導監査

第1節 指導監査の実施状況

社会福祉法に基づく社会福祉法人、児童福祉法に基づく児童福祉施設・家庭的保育事業等における指導監査及び、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等における確認指導監査の令和5年度の実施状況は次のとおりです。

令和5年度の指導監査の実施状況

種 別		指導監査 対象数	指導監査 実施施設数	指導監査 実施件数	特定教 育・保育 施設等の 指導監査 実施数	特定子ど も・子育て 支援施設 等の指導 監査実施 数
社会福祉法人		19	8	8	—	—
児 童 福 祉 施 設	民設民営保育所	429	429	429	429	92
	公設公営保育所	21	21	21	—	—
	幼保連携型認定こども園	5	5	5	5	5
	児童養護施設(地域小規模児童養護施設を含む)	11	11	11	—	—
	乳児院	2	2	2	—	—
	児童家庭支援センター	6	6	6	—	—
	母子生活支援施設	1 (1)	1 (1)	1 (1)	—	—
	児童心理治療施設	1	1	1	—	—
	児童館	1	1	1	—	—
家庭的保育事業		20	20	20	20	—
小規模保育事業	A 型	40	40	40	40	—
	B 型	17	17	17	17	—
	C 型	9	9	9	9	—
事業所内保育事業		6	6	6	6	—
幼稚園型認定こども園		16	8	8	8	8
施設型給付幼稚園		7	3	3	3	3
私学助成の幼稚園		56	22	22	—	22
合 計		667 (1)	610 (1)	610 (1)	537	130

注1:()内は公設民営施設(指定管理施設)の再掲。

注2:保育所数は、併設の乳児保育園を含みます。

第2節 社会福祉法人の指導監査

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に基づき設立された法人です。

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うために必要な資産を備え、事業を確実、効果的かつ適正に実施するために、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上と事業経営の透明性の確保を図らなければならないとされています。

社会福祉法人には、その公益性の高さから法人税、事業税等が原則、非課税とされていたり、共同募金をはじめとした各種助成金の受給資格などを受けていたり、様々な優遇措置があります。そのため、法人設立や事業経営にあたっては社会福祉法等の法令で設立要件や事務手続きなどが定められており、適正な運営が求められています。

1 社会福祉法人指導監査対象数及び指導監査方法

社会福祉法人は、平成23年度から健康福祉局所管社会福祉法人の一部が市民・こども局こども本部に移管され、令和5年度は19の社会福祉法人がこども未来局の所管となっています。

また、指導監査については、社会福祉法等に基づき指導監査基準等を定め、毎年度法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認するとともに、前回の指導監査の状況を勘案し、特に大きな問題が認められない場合等は、3年に1回実施するものとしています。なお、令和5年度は19法人中8法人について実地指導監査を行いました。

2 令和5年度指導監査について

(1) 重点事項

令和5年度社会福祉法人指導監査は、次の事項に重点をおいて実施しました。

- ア 報酬、給与の適切な支給
- イ 理事会、評議員会及び監事監査の実効性の確保
- ウ 諸規程の整備
- エ 人事管理
- オ 資産管理
- カ 会計経理管理
- キ 情報開示
- ク 地域における公益的な取組

(2) 指導監査結果

令和5年度に実地指導監査を行った8法人について、指導監査結果は次のとおりです。

- ア 文書指示事項のある法人・・・・・・・・・・3 法人 （6 件）
 イ 口頭指示事項のある法人・・・・・・・・・・5 法人 （8 件）
 ウ 指示事項のない法人・・・・・・・・・・2 法人

項目別指示件数

項 目	指示件数（割合）	内 訳	
		文書指示	口頭指示
会計経理及び資産管理	12（86％）	4	8
理事会等の実行性の確保	2（14％）	2	0
合 計	14（100％）	6	8

(ア)指示事項となった事例

a 会計経理及び資産管理

- ・ 附属明細書について、計算書類の金額と一致させる必要があります。
- ・ 経理規定及びその細則等に定めるところにより事務処理を行う必要があります。
- ・ 随意契約及び競争契約の入札にあたっては、法人の策定する経理規程等に基づき執行する必要があります。

b 評議委員会の実効性の確保

- ・ 理事、評議員について、就任承諾書等により、就任の意思表示を確認する必要があります。

3 特別指導監査について

令和 5 年度は、社会福祉法人に対する特別指導監査を 1 件実施しました。

4 今後の課題について

「会計経理及び資産管理」については、① 適切な予算編成と執行、② 経理規程に基づいた経理処理、③ 社会福祉法人会計基準等に基づく決算書類（財務諸表）の作成、④ 内部けん制体制の整備等が重要とされており、法人の経営、存続と事業の継続性に直結する課題であることから、会計事務に対する一層の指導監査の充実が求められています。

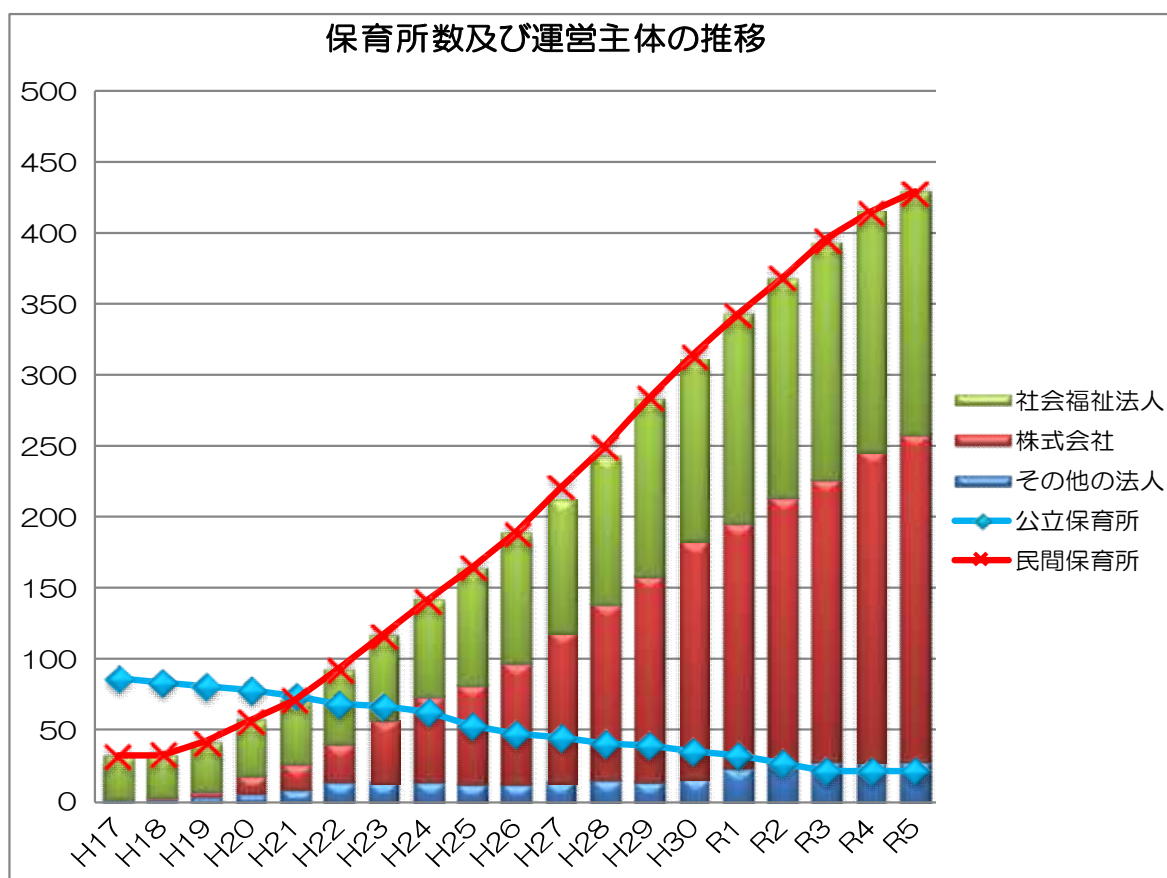
第3節 保育所の指導監査

1 施設数及び運営主体の推移

共働き世帯の増加などの働き方の変化、核家族化の進行や女性の就労機会の増大等により保育所の利用ニーズが高まり、こうした状況に対応するため、保育所の整備が進められ、平成17年度に119施設であった保育所は令和5年度には450施設に増加しました（分園を含む。）。

保育所を設置主体及び運営主体の違いで分類すると、公設公営の保育所（以下「公立保育所」という。）及び民設民営の保育所（以下「民間保育所」という。）に区分されます。公立保育所については民営化を推進し、平成16年度の88施設から令和3年度には21施設となっています。一方、民間保育所は30施設から429施設に増加しています。

民間保育所の運営主体は、多様な運営主体による保育事業への参画により、社会福祉法人に加え、株式会社、学校法人、公益財団法人、NPO法人等多様化が進んでいます。



2 指導監査方法

保育所の指導監査は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき指導監査基準等の主眼事項及び着眼点、確認指導及び監査主眼事項・着眼点等（公立保育所を除く。）を定め、同時に原則毎年1回実地により行っています。

令和5年度は、監査の対象を区分して次のとおり実施しました。

ア 前年、指導監査において「文書指示事項」等のない運営状況が良好な施設等については、全日監査の周期を3年度に1回の隔年度実施とし、全日監査の翌年度は、監査項目を絞った半日監査を実施。

イ 新規開設から3年度目までの施設等については、初年度の運営状況が良好であっても、年度1回の全日監査を実施。

ウ 一部の施設について新型コロナウイルス感染症拡大防止等の観点から書面監査に切り替え、監査を実施。

保育所に係る指導監査の実施状況

種別／年度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
公立 保育所	対象数	57	52	49	45	40	36	32	27	21	21	21
	実地指導監査	7	7	7	7	8	7	7	－	－	21	21
	書面指導監査	－	－	－	－	－	29	25	27	21	－	－
	集団指導						－	－	－	－	－	－
民間 保育所	対象数	165	189	221	250	285	314	343	369	397	417	429
	実地指導監査	127	119	151	163	181	197	217	56	96	319	424
	書面指導監査	38	70	70	87	104	117	126	313	301	98	5
公設民 営保育 所	対象数	14	14	9	7	3	3	－	－	－	－	－
	実地指導監査	14	8	4	5	－	3	－	－	－	－	－
	書面指導監査	0	6	5	2	3	－	－	－	－	－	－
	対象数	151	175	212	243	282	311	343	369	397	417	429
	実地監査	113	111	147	158	181	194	217	56	96	319	424
	書面監査	38	64	65	85	101	117	126	313	301	98	5

指導監査は書面審査と施設・設備の確認、関係職員からの聞き取りにより実施し、改善が必要な事項については監査後に書面で通知します。

3 令和5年度指導監査について

(1) 重点事項

令和5年度保育所指導監査は、次の事項に重点をおいて実施しました。

- ア 施設の適正な運営の確保
- イ 適正な職員配置及び施設・設備の状況
- ウ 非常災害対策、事故防止等の安全対策
- エ 人権の尊重
- オ 評価を踏まえた計画の改善
- カ 保育の質の確保・向上
- キ 食事の提供状況
- ク 適正な会計処理
- ケ 子どものための教育・保育給付費等の適正執行

(2) 指導監査結果

ア 公立保育所

令和5年度の対象施設数は21施設で、実地指導監査を21施設で行いました。

公立保育所 項目別指示件数

項目	指示件数	文書指示	口頭指示
職員配置	1	0	1
防災・防犯対策	1	0	1
衛生管理体制	1	0	1
合計	3	0	3

イ 民間保育所

令和5年度の対象施設数は429施設で、このうち実地指導監査を424施設、書面指導監査を5施設で行いました。

民間保育所 項目別指示件数

項目	指示件数	割合	文書指示	口頭指示
給食業務	108	21.0%	15	93
事故防止及び発生時の対応	81	15.8%	6	75
会計経理	83	16.1%	60	23
職員配置	56	10.9%	37	19
保育計画等の作成	11	2.1%	1	10
衛生管理体制	26	5.1%	14	12
防災・防犯対策	49	9.5%	7	42
労働基準法等関係及び職員定着化	26	5.1%	18	8
諸規程・帳簿の整備	3	0.6%	0	3
児童の健康管理	40	7.8%	19	21
施設設備の状況	3	0.6%	2	1
職員の健康管理	6	1.2%	1	5
子育て支援	3	0.6%	0	3
苦情対応	5	1.0%	0	5
秘密保持等	3	0.6%	1	2
保育の質の確保・向上	8	1.6%	0	8
その他	3	0.6%	3	0
合計	514	100.0%	184	330

(7) 指示事項となった事例

a 給食業務

- ・ 食物アレルギーへの対応について、除去食の変更・継続・解除について適切に管理し、健康管理委員会に諮る必要があります。
- ・ 3歳未満児、3歳以上児それぞれにおいて必要な栄養量が確保できる献立を作成し、給食を提供する必要があります。
- ・ 適切に献立作成及び給食費設定を行う必要があります。
- ・ 調理室内専用の帽子、外衣及び履物を適切に着用し、室外に出る場合は外衣等を交換する必要があります。

b 事故防止及び発生時の対応

- ・ 医療機関に受診となった事案等は、市への連絡・報告を行うことが必要です。
- ・ 睡眠中においては、乳幼児突然死症候群予防の睡眠時確認を行い記録する、窒息リスクへの除去を適切に行う等の安全対策を行う必要があります。

- ・ プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、監視のみを行う職員と、プール等指導を行う職員を分けて配置し、記録することが必要です。
- c 会計経理
- ・ 拠点区分間の貸付を行った場合は、同一年度内に精算する必要があります。
 - ・ 当期末支払資金残高については、当該年度の委託費収入の 30%以下とする必要があります。
 - ・ 前期末支払資金残高について、法人本部の運営に要する経費に充当する場合、金額を適切に算定し、市の承認を得る必要があります。
 - ・ 設置認可等通知及び市取扱要綱に基づき、各会計年度に作成すべき計算書類を適正に作成する必要があります。
- d 職員配置
- ・ 最低 2 人の保育士の配置について、時間帯別で適正に配置する必要があります。
 - ・ 施設長は施設長として年間を通じて専従配置とする必要があります。
 - ・ 市加配保育士（その他国基準等保育士の任意分含む）について、年間を通じて 1 人以上配置すること。
 - ・ 国基準調理員について、年間を通じて配置する必要があります。
- e 保育計画等の作成
- ・ 土曜日についても、指導計画を作成し、評価、反省を行うことが必要です。
- f 衛生管理体制
- ・ 害虫等の生息調査を 6 月以内ごとに 1 回実施し、当該調査結果に基づき必要な措置を講じることが求められます。実施箇所は調理場に限らず保育施設内全体を対象とし、結果を記録に残してください。
 - ・ 調理・調乳等に従事する職員の検便を適切に行うことが必要です。新規入職職員、育児休暇復帰職員等においては、業務開始までに細菌検査の結果が陰性であることを確認してください。
 - ・ 下処理を含めて前日調理は行わないでください。
- g 防災・防犯対策
- ・ 避難及び消火訓練を少なくとも毎月 1 回行うことが必要です。初期消火を想定し、模擬消火活動を行い、その内容を記録に残してください。
- h 労働基準法等関係及び職員定着化
- ・ 時間外及び休日労働をさせる場合等に、協定を結び、労働基準監督署へ届け出る必要があります。
 - ・ 年度替わりの際に、施設長、クラス担任の半数以上が変更とならないよう、職員の定着促進及び離職防止に努めることが必要です。

i 諸規程・帳簿の整備

- ・運営規程の内容は、適切に定める必要があります。

j 児童の健康管理

- ・書面審査であったとしても、嘱託医の入園前健康診断記録の「入園の適否」の記載をもって入園確認となりますので、入園前健康診断記録表の作成が必要となります。

4 随時監査について

年間指導監査実施計画による指導監査の他に、対象施設等の運営等に問題が生じた場合、又は通報及び法人等からの現況報告等により問題の生じるおそれがあると認められる場合は、随時の指導監査を行っております。令和 5 年度は、保育所に対する随時監査を 8 件実施しました。

5 特別指導監査について

令和 5 年度は、保育所に対する特別指導監査を実施した例はありません。

6 子ども・子育て支援法に基づく指導監査について

(1) 特定教育・保育施設等確認指導

保育所における特定教育・保育施設等確認指導は、児童福祉法に基づく指導監査と併せて行っています。令和 5 年度は、全施設で確認指導を行うとともに、処遇改善等加算による賃金改善の実施状況について、30 施設で重点的に検証を行いました。

特定教育・保育施設等確認指導 項目別件数

項目	改善報告を要する事項	改善報告を要しない事項
処遇改善等加算Ⅰ	2	0
処遇改善等加算Ⅱ	11	2
合計	13	2

(2) 特定子ども・子育て支援施設等確認指導

保育所における特定子ども・子育て支援施設等確認指導は、児童福祉法に基づく指導監査と併せて行っています。令和 5 年度は、一時保育事業又は年度限定保育事業を実施している 92 施設で行いました。

7 今後の課題について

令和5年度指導監査から見えてくる課題として次の項目が挙げられます。

(1) 適正な職員配置

条例等に規定された職員の配置は、適正な運営のために大変重要です。年齢別配置基準保育士を全ての時間帯において適正に配置すること、職員の定着化に努めることなどが課題となっています。

特に最低2人の保育士配置が必要な場合には、施設の運営管理業務に専従すべき施設長を含めないこと、少なくとも保育士1人と市長が保育士と同等の知識を有すると認める者を配置していることを確認してください。

(2) 事故防止等の安全対策

事故防止のため定期的に施設及び設備の点検を行う際にも、固定遊具や機器の点検に加えて、保育室がそこで生活する子どもの年齢や発達に適した安全管理がなされているか、という視点で点検することが大変重要です。

室内保育、園庭での保育、睡眠、水遊び、食事、園外保育など、場面によっても安全確保に必要な事項は変わります。特に重大事故につながりやすい睡眠中のうつぶせ寝や食事時の誤嚥については、内閣府からの『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取り組み】』を参考に事故発生予防の取り組みを行ってください。

(3) 指導計画の作成と評価を踏まえた計画の改善、保育の質の確保・向上

指導計画については、各年齢の子どもの発達状況を踏まえて季節や環境に応じ、子どもが主体的に活動できるような計画となるように作成されることが望まれます。計画が具体的で実践に即した内容になるように、評価の内容を次の計画作成に活かし改善を行うことが、保育の質の向上に繋がります。また、子どもの人権を尊重し、適切な言葉がけ、働きかけ等ができているかについても常に振り返りを行う必要があります。

(4) 給食業務、食物アレルギー等への対応

給食の献立については、各法人や施設において定める給与栄養目標量により、児童の成長・発達に必要な栄養量が確保されるように作成することが必要です。また、提供される食材料費については、実費徴収と市加算による主食・副食費に見合った内容であることが求められます。

食物アレルギー等の対応については、除去食の実施にあたって、除去開始時の他に、半年ごとに除去継続の申請書を健康管理委員会へ提出する必要があります。この他、除去内容の変更、または除去の解除があった場合も健康管理委員会に申

請書を提出する必要があります。

＊令和 6 年 7 月より食物アレルギー等の対応や提出方法に変更があります。

(5) 会計経理等

保育所の運営にあたって支給される委託費等は、その原資に公費が含まれていることから会計処理として、現金管理、予算執行管理及び決算時における各種書類の作成等を適切に行うことは非常に重要です。

決算は会計年度中の収支の状況及び期末日現在の資産状況を明らかにするものであり、各種決算書類の作成をはじめ、次期繰越活動増減差額、期末支払資金等の次年度への引継等を適切に行う必要があります。なお、委託費の弾力運用については、府子本第 254 号・雇児発 0903 第 6 号通知「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成 30 年 4 月 16 日）に基づく条件と範囲内でのみ行うことができるものとされています。

第4節 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、施設型給付幼稚園、私学助成の幼稚園の指導監査

本市では、平成26年度までは幼保連携型認定こども園の保育所機能等について監査を実施してきましたが、子ども・子育て支援法が施行された平成27年度以降は施設全体の指導監査を実施しています。

また平成30年度から、幼稚園型認定こども園、施設型給付幼稚園に対し、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等に対して行う指導監査を実施しており、令和3年度からは私学助成の幼稚園に対し、特定子ども・子育て支援施設等における指導監査を実施しました。

1 指導監査方法

幼保連携型認定こども園の指導監査は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき指導監査基準等の主眼事項及び着眼点、確認指導及び監査主眼事項・着眼点等を定め、毎年1回実地により行っています。

幼稚園型認定こども園、施設型給付幼稚園の確認指導は、原則として5年に1回の神奈川県が実施する立入検査に同行して実施します。

私学助成の幼稚園の確認指導は、原則として5年に1回の神奈川県が実施する立入検査と併せて実施します。

2 令和5年度指導監査について

(1) 重点事項

令和5年度の幼保連携型認定こども園の指導監査は、次の事項を重点において実施しました。

- ア 適切な計画の策定と計画に基づく支援
- イ 児童の健康及び安全の確保
- ウ 利用者の人権擁護
- エ 安全及び衛生対策の徹底
- オ 職員の確保と処遇の充実
- カ 諸規定の遵守
- キ 会計処理の適正化

(2) 指導監査結果

令和5年度に指導監査を行った幼保連携型認定こども園5施設についての指導監査結果は、次のとおりです。

- ア 文書指示事項のある施設・・・・・・・・・・1施設（1件）
- イ 口頭指示事項のある施設・・・・・・・・・・3施設（6件）

ウ 指示事項のない施設・・・・・・・・・・ 2 施設

項目別指示件数

項 目	指示件数（割合）	指示の種類	
		文書指示	口頭指示
児童の健康管理	1(14%)	1	0
職員の健康管理	1(14%)	0	1
事故防止及び発生時の対応	2(29%)	0	2
給食業務	2(29%)	0	2
諸規定・帳簿の整備	1(14%)	0	1
合 計	7(100%)	1	6

(7) 指示事項となった事例

a 児童の健康管理

- ・感染症にかかっている場合は定められた停止期間に基づき、出席を停止させる必要があります。

b 職員の健康管理

- ・常時使用する職員については、雇入時健康診断を適切に実施する必要があります。

c 事故防止及び発生時の対応

- ・医療機関に受診となった事案等は、市への連絡・報告を行うことが必要です。
- ・睡眠中においては、乳幼児突然死症候群予防の睡眠時確認を行い記録する必要があります。

d 給食業務

- ・献立の作成・内容について、必要な栄養量が確保できる献立を作成し給食を提供する必要があります。
- ・食物アレルギーへの対応について、除去食の変更・継続・解除について適切に管理し、健康管理委員会に諮る必要があります。

e 諸規定・帳簿の整備

- ・学校薬剤師執務管理簿を適切に管理する必要があります。

3 特別指導監査について

令和5年度は幼保連携型認定こども園の特別指導監査を実施した例はありません。

4 子ども・子育て支援法に基づく指導監査について

(1) 特定教育・保育施設等確認指導結果

令和5年度の幼稚園型認定こども園、施設型給付幼稚園の確認指導は、幼稚園型認定こども園を8施設、施設型給付幼稚園を3施設実施し、指摘事項はありませんでした。

(2) 特定子ども・子育て支援施設等確認指導結果

令和5年度の私学助成の幼稚園の確認指導は、22施設で実施し、指摘事項はありません。

5 今後の課題について

(1) 幼保連携型認定こども園については、前年度指摘事項の一定の改善が確認できました。幼児教育・保育の無償化や保育の質の検討に伴い、就学前のすべての子どもに質の高い教育・保育を提供する施設としてその役割への期待が高まる中、引き続き適正な運営の確保に努めることが求められます。

(2) 幼稚園型認定こども園及び施設型給付幼稚園については、平成30年度から子ども・子育て支援法に基づく確認監査を実施しました。これまで検討や改善を依頼した事項として、教育・保育の提供の記録を備えること、重要事項説明を施設内に掲示すること、苦情解決担当者の周知や記録簿を整備すること等があります。

第5節 家庭的保育事業等の指導監査

家庭的保育事業等は、平成27年度からの子ども・子育て支援法の本格施行に伴い、新たに創設された「地域型保育給付」の対象となる事業です。家庭的保育事業等とは、家庭的保育事業、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、小規模保育事業C型、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に分類されています。保育需要が拡大する中で、地域に密着した小規模な保育事業を担っています。なお、令和5年度においては、本市では居宅訪問型保育事業を除く事業を認可しております。

1 指導監査方法

家庭的保育事業等の指導監査は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき指導監査基準等の主眼事項及び着眼点、確認指導及び監査主眼事項・着眼点等を定め、原則毎年1回実地により行っています。

令和5年度は、原則、実地監査（半日）を実施しました。

2 令和5年度指導監査について

(1) 重点事項

令和5年度の家庭的保育事業等の指導監査は、次の事項を重点において実施しました。

- ア 施設の適正な運営の確保
- イ 適正な職員配置及び施設・設備の状況
- ウ 非常災害対策、事故防止等の安全対策
- エ 人権の尊重
- オ 評価を踏まえた計画の改善
- カ 保育の質の確保・向上
- キ 食事の提供状況
- ク 計算関係書類の適正性
- ケ 子どものための教育・保育給付費等の適正執行

(2) 指導監査結果

令和5年度に指導監査を行った92施設についての指導監査結果は次のとおりです。

- ア 文書指示事項のある施設・・・ 24施設（35件）
- イ 口頭指示事項のある施設・・・ 43施設（70件）
- ウ 指示事項のない施設・・・・・・ 41施設

項目別指示件数

(小規模保育事業A型)

指 示 事 項	割 合	指示件 数	内 訳	
			文書指示	口頭指示
職員配置	25%	14	4	10
給食業務	14.3%	8	0	8
事故防止及び発生時の対応	10.7%	6	0	6
会計経理	10.7%	6	5	1
児童の健康管理	10.7%	6	0	6
労働基準法等関係及び職員定着化	8.9%	5	5	0
防災・防犯対策	8.9%	5	0	5
苦情対応	3.6%	2	0	2
職員の健康管理	3.6%	2	1	1
保育計画等の作成	1.8%	1	0	1
保育の質の確保・向上	1.8%	1	0	1
合 計	100.0%	56	15	41

(小規模保育事業B型)

指 示 事 項	割 合	指示件 数	内 訳	
			文書指示	口頭指示
職員配置	26.5%	9	6	3
給食業務	23.5%	8	3	5
会計経理	11.8%	4	3	1
職員の資格保有	8.8%	3	0	3
防災・防犯対策	8.8%	3	0	3
労働基準法等関係及び職員定着化	8.8%	3	3	0
事故防止及び発生時の対応	5.9%	2	0	2
諸規定・帳簿の整備	2.9%	1	1	0
衛生管理体制	2.9%	1	0	1
合 計	100.0%	34	16	18

(小規模保育事業C型)

指 示 事 項	割 合	指示件 数	内 訳	
			文書指示	口頭指示
給食業務	33.3%	1	0	1
防災・防犯対策	33.3%	1	0	1
労働基準法等関係及び職員定着化	33.3%	1	1	0
合 計	100%	3	1	2

(事業所内保育事業)

指 示 事 項	割 合	指示件数	内 訳	
			文書指示	口頭指示
給食業務	44.4%	4	1	3
防災・防犯対策	22.2%	2	0	2
職員配置	11.1%	1	1	0
児童の健康管理	11.1%	1	1	0
諸規定・帳簿の整備	11.1%	1	0	1
合 計	100.0%	9	3	6

(家庭的保育事業)

指 示 事 項	割 合	指示件 数	内 訳	
			文書指示	口頭指示
諸規程・帳簿の整備	33.3%	1	0	1
給食業務	33.3%	1	0	1
保育の質の確保・向上	33.3%	1	0	1
合 計	100%	3	0	3

(7) 指示事項となった主な事例

a. 給食業務

- ・調理室内専用の帽子、外衣等を適切に着用し、室外に出るときは外衣等を交換してください。
- ・検査用保存食を適切に保存する必要があります。

b. 苦情対応

- ・保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じる必要があります。

c. 児童の健康管理

- ・入所前健康診断を行い、記録を行うことが必要です。

d. 事故防止及び発生時の対応

- ・プール活動、水遊びを行う場合は、監視を行うものとプール等指導を行うものを分けて配置し、記録する必要があります。
- ・乳幼児突然死症候群予防の睡眠時確認を行い記録する必要があります。

e. 職員配置

- ・保育士資格を有する管理者について、年間を通じて配置する必要があります。
- ・最低 2 人の保育士を時間帯別で配置する必要があります。

f. 諸規程・帳簿の整備

- ・重要事項を保護者に交付・説明し、同意を得る必要があります。

g. 会計経理

- ・各会計年度に作成すべき計算書類は適正に作成する必要があります。

h. 防災・防犯対策

- ・消火訓練は少なくとも毎月 1 回行う必要があります。

i. 労働基準等関係及び職員定着化

- ・時間外及び休日労働をさせる場合等に、協定を結び、労働基準監督署へ届け出る必要があります。
- ・年度途中で施設長、クラス担任が複数人変更とならないよう、職員の定着促進及び離職防止に努める必要があります。

2 随時監査について

年間指導監査実施計画による指導監査の他に、対象施設等の運営等に問題が生じた場合、又は通報及び法人等からの現況報告等により問題の生じるおそれがあると認められる場合は、随時の指導監査を行っております。令和 5 年度は、小規模保育事業 A 型、B 型、C 型、家庭的保育事業及び事業所内保育事業について 1 件実施しました。

3 特別指導監査について

令和 5 年度は、小規模保育事業 A 型、B 型、C 型、家庭的保育事業及び事業所内保育事業について特別指導監査を実施した例はありません。

4 子ども・子育て支援法に基づく指導監査について

特定教育・保育施設等確認指導は児童福祉法に基づく指導監査と併せて行っています。令和 5 年度は、全施設で確認指導を行うとともに、処遇改善等加算による賃金改善の実施状況について、15 施設で重点的に検証を行いました。

項目	改善報告を要する事項	改善報告を要しない事項
処遇改善等加算Ⅰ	0	1
処遇改善等加算Ⅱ	4	2
合計	4	3

5 今後の課題について

(1) 職員配置と職員の定着化について

適正な職員配置は、安定した保育運営の要となることから、引き続き職員の定着化を図ってください。なお、異なる類型の事業を複数箇所運営する場合には、事業所ごとの運営が求められることに留意してください。

(2) 給食室の衛生について

給食室においては、害虫駆除等を行い、食品や給食施設を衛生的に管理することが必要です。また、調理・調乳従事者等は検便実施等、健康管理を行い、調理室専用の帽子、外衣、履物を適切に着用し、室外に出る場合は交換することが必要です。検査用保存食についても適切に保存してください。

(3) 連携施設との連携について

日頃から交流を図り、大規模施設の集団保育や様々な園行事等を経験する機会を確保するとともに、3歳以降の連携施設等への円滑な移行が可能となるよう、必要な情報共有を図ることが求められています。

(4) 事故防止等の安全対策

事故防止のため、使用する保育室、遊具、設備等便所等がそこで生活する子どもの年齢や発達に適しているか常に安全管理を行うことが大変重要です。

年齢や室内保育、睡眠、水遊び、食事、園外保育など、場面によっても安全確保に必要な事項は変わります。内閣府からの『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】』を参考にし、事故発生予防の取り組みを行ってください。

(5) 保育計画等の作成と評価を踏まえた計画の改善、保育の質の向上・確保

保育計画については、各年齢の子どもの発達状況を踏まえて季節や環境に応じ、子どもが主体的に活動できるような計画となるように作成されることが望まれます。計画が具体的で実践に即した内容になるように、評価の内容を次の計画作成に活かし改善を行うことが、保育の質の向上に繋がります。また、子どもの人権を尊重し、適切な言葉かけ、働きかけ等ができていくかについても常に振り返りを行い、保育の質及び職員の専門性向上のために組織内で研修成果の活用を図るなど保育所全体で取り組むことが大切です。

第6節 社会的養護関係施設の指導監査

社会的養護関係施設には、保護者がいない、または家庭の事情で養護ができない児童や虐待を受けた児童を入所させている児童養護施設、乳児（0歳～2歳未満）を入所させている乳児院、配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を保護し自立に向けて生活を支援している母子生活支援施設、地域の家庭等からの相談に応じ必要な助言を行うとともに児童相談所等との連絡調整等の援助を総合的に行う児童家庭支援センター、様々な理由で生きづらさを感じている児童を入所または通所させ、治療を行う児童心理治療施設（旧 情緒障害児短期治療施設）があります。

1 指導監査方法

社会的養護関係施設の指導監査は、児童福祉法等に基づき指導監査基準等の主眼事項及び着眼点を定め、毎年1回実地により行っています。

指導監査は書面審査と施設・設備の確認、関係職員からの聞き取りにより実施し、改善が必要な事項については監査後に書面で通知します。

種別／年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
児童養護施設	7	9	9	9	10	10	9	10	11	11	11
乳児院	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
母子生活支援施設	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
児童家庭支援センター	2	4	4	6	6	6	6	6	6	6	6
児童心理治療施設	—	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1

2 令和5年度指導監査について

(1) 重点事項

令和5年度の社会的養護関係施設の指導監査は、次の事項に重点をおいて実施しました。

- ア 適切な計画の策定と計画に基づく支援
- イ 利用者の権利擁護
- ウ 児童の健康及び安全の確保
- エ 安全及び衛生対策の徹底
- オ 職員の確保と処遇の充実
- カ 諸規程の遵守
- キ 会計処理の適正化
- ク 児童家庭支援センター指導業務委託の執行

ケ 地域小規模児童養護施設の適切な運営

(2) 指導監査結果

令和 5 年度に実地指導監査を行った 21 施設についての指導監査結果は次のとおりです。

ア 文書指示事項のある施設・・・・・・・・12 施設（24 件）

イ 口頭指示事項のある施設・・・・・・・・2 施設（3 件）

ウ 指示事項のない施設・・・・・・・・10 施設

項目別指示件数

項目	指示件数	割合	文書指示	口頭指示
安全衛生管理体制	2	7.4%	0	2
虐待等の禁止	2	7.4%	2	0
事故防止のための取組み	3	11.1%	3	0
秘密保持等	2	7.4%	2	0
職員配置	1	3.7%	1	0
職員の確保と定着化	2	7.4%	2	0
職員給与等の状況	1	3.7%	1	0
日常の健康管理	2	7.4%	2	0
食事計画の状況	1	3.7%	1	0
社会福祉法人会計の基準	5	18.5%	4	1
各会計年度に係る計算書類	3	11.1%	3	0
運営費の管理・運用	2	7.4%	2	0
前期末支払資金残高の取扱い	1	3.7%	1	0
合 計	27	100%	24	3

(ア) 指示事項となった事例

a 安全衛生管理体制

- ・ 常時 50 人以上の労働者を使用する事業場において、衛生管理者・産業医を選任し、労働基準監督署に届け出る必要があります。

b 虐待等の禁止

- ・ 入所中の児童に対して、法 33 条の 10 各号に掲げる行為その他の当該児童の心身に有害な影響を与える行為を行わないよう対策を講ずる必要があります。

c 事故防止のための取組み

- ・ 入所している者に事故が発生した場合は速やかに、市に連絡を行う必要が

あります。

d 秘密保持等

- ・ 正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らさないようにする必要があります。

e 職員の確保と定着化

- ・ 職員の計画的な採用、定着促進及び離職防止に努める必要があります。

f 日常の健康管理

- ・ 投薬管理を適正に行う必要があります。

g 社会福祉法人の会計の基準

- ・ 会計責任者と出納職員は適正に会計処理を行う必要があります。
- ・ 現預金等の出納管理を適正に行う必要があります。

h 各会計年度に係る計算書類

- ・ 関係法令等に基づき、各会計年度に作成すべき計算書類等を適正に作成する必要があります。

3 随時監査について

令和 5 年度は社会的養護関係施設に対する随時監査を 4 件実施しました。

4 特別指導監査について

令和 5 年度は社会的養護関係施設に対する特別指導監査を 2 件実施しました。

5 今後の課題について

令和 5 年度指導監査から見えてくる課題として次の項目が挙げられます。

(1) 事故防止及び防犯の対策等

定期的に施設及び設備の点検を行うとともに、職員への教育その他事故防止のため必要となる対策を講じる必要があります。年齢や場面によって安全確保に必要な事項は変わりますので、状況に応じた事故発生予防の取り組みを行ってください。

(2) 職員配置

職員配置は施設の運営に必要な配置基準に基づき、必要な経験や資格を要する職員を適正に配置する必要があります。

(3) 会計経理等

決算は会計年度中の収支の状況及び期末日現在の資産状況を明らかにするものであり、各種決算書類の作成をはじめ、次期繰越活動増減差額、期末支払資金等の次年度への引継等を適切に行う必要があります。

第7節 児童厚生施設（児童館）の指導監査

児童厚生施設（児童館）（以下「児童館」という。）とは、児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の1つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設です。

1 児童館指導監査方法

児童館の指導監査は、児童福祉法等に基づき指導監査基準等の主眼事項及び着眼点を定め、平成28年度から、毎年1回実地により行っています。

指導監査は書面審査と施設・設備の確認、関係職員からの聞き取りにより実施し、改善が必要な事項については監査後に書面で通知します。

2 令和5年度指導監査について

(1) 重点事項

令和5年度の児童館の指導監査は、次の事項を重点において実施しました。

- ア 適切な子ども理解
- イ 適切な支援の実施
- ウ 児童の安全健康及び確保
- エ 利用者の人権擁護
- オ 安全及び衛生対策の徹底
- カ 職員の確保と処遇の充実
- キ 諸規定の遵守
- ク 会計処理の適正化

(2) 指導監査結果

対象1施設で実地指導監査を行い、指摘事項はありませんでした。

3 特別指導監査について

令和5年度は、児童館の特別指導監査を実施した例はありません。

第2章 福祉事務所及び児童相談所の指導監査

第1節 指導監査の実施状況

児童福祉法施行事務実施機関については、福祉事務所における保育所等の入所事務及び児童相談所における児童養護施設等への措置事務について、次のとおり指導監査を実施しています。

(実施状況)

年度	実施機関名	実施数
平成 22 年度	・川崎福祉事務所 ・麻生福祉事務所 ・田島福祉事務所 ・南部児童相談所	4 機関
平成 23 年度	・高津福祉事務所 ・中部（旧中央）児童相談所	2 機関
平成 24 年度	・中原福祉事務所 ・北部児童相談所	2 機関
平成 25 年度	・多摩福祉事務所 ・こども家庭センター	2 機関
平成 26 年度	・麻生福祉事務所 ・中部児童相談所	2 機関
平成 27 年度	・大師福祉事務所 ・北部児童相談所	2 機関
平成 28 年度	・幸福社事務所 ・こども家庭センター	2 機関
平成 29 年度	・宮前福祉事務所 ・中部児童相談所	2 機関
平成 30 年度	・田島福祉事務所 ・川崎福祉事務所 ・北部児童相談所	3 機関
令和元年度	・中原福祉事務所 ・高津福祉事務所 ・こども家庭センター	3 機関
令和 2 年度	・宮前福祉事務所 ・多摩福祉事務所 ・麻生福祉事務所 ・中部児童相談所 ・北部児童相談所	新型コロナウイルス感染症拡大防止等への対応のため実施見合わせ
令和 3 年度	・宮前福祉事務所 ・多摩福祉事務所 ・麻生福祉事務所 ・中部児童相談所 ・北部児童相談所 ・こども家庭センター	6 機関
令和 4 年度	・川崎福祉事務所 ・幸福社事務所 ・中原福祉事務所 ・中部児童相談所 ・北部児童相談所 ・こども家庭センター	6 機関
令和 5 年度	・高津福祉事務所 ・宮前福祉事務所 ・多摩福祉事務所 ・麻生福祉事務所 ・中部児童相談所 ・こども家庭センター	6 機関

第2節 児童福祉法施行事務の指導監査

1 指導監査方法

児童福祉法施行事務実施機関の指導監査は、児童福祉施設等を所管する機関について、重点事項等を定め、抽出により毎年1回実地指導監査を行っています。

指導監査は書面審査、関係職員からの聞き取りにより実施し、改善が必要な事項については監査後に書面で通知します。

2 令和5年度指導監査について

(1) 重点事項

令和5年度児童福祉法施行事務指導監査は、次の事項に重点をおいて実施しました。

ア 福祉事務所

- (ア) 適正な入所事務等の確保
- (イ) 適正な費用徴収事務の確保

イ 児童相談所

- (ア) 適正な入所措置等の確保
- (イ) 適正な費用徴収事務の確保
- (ウ) 一時保護所の適切な運営

(2) 指導監査実施状況

関係法令に基づき、実施機関としての福祉事務所及び児童相談所における法施行事務の適正な実施について、個別ケースファイル・各種会議録・苦情の記録等の確認を行いました。

実施機関	事務	個別ケース確認件数
高津福祉事務所	保育所	25
	入院助産	6
	母子生活支援施設	6
宮前福祉事務所	保育所	25
	入院助産	3
	母子生活支援施設	7
多摩福祉事務所	保育所	25
	入院助産	4
	母子生活支援施設	2
麻生福祉事務所	保育所	24
	入院助産	2
	母子生活支援施設	8
中部児童相談所	児童養護施設	14
	乳児院	1

	里親委託	6
	その他	9
こども家庭センター	児童養護施設	14
	乳児院	1
	里親委託	6
	その他	9
合 計		197

(3) 指導監査結果

ア 指示件数

実施機関	文書指示	口頭指示
高津福祉事務所	0	4
宮前福祉事務所	0	3
多摩福祉事務所	0	4
麻生福祉事務所	0	1
中部児童相談所	2	1
こども家庭センター	1	3
合 計	3	16

イ 指示事項となった事例

(ア) 適正な入所事務等の確保

- ・母子生活支援施設等の各種決定伺いについて、起案日、決裁日、施行日の齟齬が生じないように適正な事務処理を行うこと。
- ・母子生活支援施設の要利用者の実態把握及び利用者の入所状況の把握を適正に行うこと。
- ・母子生活支援施設の入所手続きを適正に行うこと。
- ・「保育が必要な状況」の確認を適正に行うこと。
- ・母子保護の実施の解除の事務処理を適正に行うこと。
- ・育児休業取得に係る継続利用の手続きを適正に行うこと。

(イ) 適正な入所措置等の確保

- ・入所同意書を取得すること。
- ・自立支援計画について確認し、写しを保管すること。

(ウ) 適正な費用徴収事務の確保

- ・母子生活支援施設の費用徴収事務について適正に行うこと。
- ・費用認定事務を適正に行うこと。
- ・収納事務を適正に行うこと。

(エ) 一時保護所の適切な運営

- ・給与栄養量が確保できるように献立作成を行うこと。